

檜葉町除染検証委員会（第3回）議事要旨

日 時：平成26年2月25日（火）13:00～17:00

場 所：東京大学アイソトープ総合センター1階講義室

出席委員：児玉委員長、塩沢副委員長、秋光委員、佐藤委員、仁多見委員、野川委員

配布資料：

議事次第

出席者名簿

檜葉町除染検証委員会（第2回）議事要旨 [檜葉町] [資料1]

モニタリング結果について [檜葉町] [資料2]

檜葉町における除染の効果 [環境省] [資料3]

ご確認・ご検討いただきたい事項 [檜葉町] [資料4]

各委員からのご意見とその反応 [檜葉町] [資料5]

8項目の提言（修正案） [檜葉町] [資料6]

檜葉町除染検証委員会第一次報告書（案） [檜葉町] [資料7]

帰町判断の考慮要件ごとの評価（素案検討用） [檜葉町] [資料8]

檜葉町除染検証委員会スケジュール [檜葉町] [資料9]

議 事：

1. 第2回委員会の議事内容について（資料1）

（ア）資料1を確認した。

（イ）檜葉町は、今年の春に帰町判断を予定している。今回（第3回）では、除染検証委員会の第1次報告書（仮称）の作成を視野に入れつつ、8項目の提言、帰町判断のための考慮要件について、検討していただきたい。

2. 現状の報告

（ア）檜葉町より、モニタリング結果について、資料2に基づき説明がなされた。これらのモニタリング状況を見ると、追加被ばくは限定的である。

（イ）環境省より、除染に関する前回からの進捗について、資料3に基づき説明がなされた。除染も着実に進んでおり、一定の成果が上がっている。

3. 今後の検討・取りまとめの方向性について

（ア）檜葉町より、今後の検討・取りまとめの方向性について、資料4～8に基づき、説明がなされた。資料6の「②評価」について、資料8の「帰町判断の考慮要件」ごとの評価をご検討いただきたい。また、報告書目次（案）についてもご検討いただきたい。

- ① 委員会は、町の復興を応援するという立場と考える。帰町したいという住民の権利をとどめることなく、それを支援できるような判断としたい。
- ② 町として、帰町を望まない人に関しても町は支援するのは当然であることは確認しておきたい。
- ③ なお、避難の解除と賠償の問題は切り分けて考える必要がある。帰町したからといって、賠償が受けられなくなるということではない。ただし、これについては除染検証委員会の判断の範囲を越えており、他委員会で検討されていることを確認した。

- ④ 委員会の評価としては町全体として線量は居住可能なレベルに下がった、ということだろう。各ケースの最高値を見るとということではない。ただし、住民が帰町すれば、個々の線量の数値がでてくるとも念頭に置いておく必要がある。
 - ⑤ 居住している他の市町村などの状況をひとつの基準にはできないだろうか。それらの地域と比べると、檜葉町に居住できないということにはならないだろう。ただし、具体的な数値を出して比較することは難しいのではないか。福島市でも数値がばらついている。
 - ⑥ 相談員の役割は大きくなるのだろう。ただし、住民の意向を十分に反映した役割を持たないといけない。ただ相談を受けるだけではなく、住民の問題解決（測定、除染など）に迅速に結びつくような相談員が必要だろう。「すぐやる課」のような仕組み・体制が求められている。
- (イ) 資料8「(1) 除染の効果」に関して、案件ごとに現状（問題点を含む）、評価、対応について確認した。住宅を始めとした除染が一定の効果を上げている。また、ダストサンプリングや水、食品による追加被ばくの効果はモニタリングの結果から限定的であると判断できる。したがって、居住は可能であろう。今後、線量の高い地域への除染の実施や、モニタリングの継続のような、環境回復の努力を継続していくことが大切である。環境回復の促進や地域の復興を考慮すれば、帰町する意味が大きい。
- ① 除染未同意住宅の同意取得に対しては肅々と対応する。
 - ② 除染未実施地区（山所布地区）へのアクセス道路は今年度中に復旧見込み。その後すみやかに除染を実施する予定である。
 - ③ 庭木等、樹木・茂みの対策について、現在、放射性物質は多くが土壌に移行している。枝木の伐採によって大きく線量が低減するということには、必ずしもならないだろう。また、廃棄物処理の話とも関連する。
 - ④ 森林が荒れると土壌流出につながる可能性がある。定常的な森林の管理も重要になるだろう。森林復興について、森林組合を含む関係者が協力して検討することも必要だろう。
- (ウ) 「(2) 除染廃棄物等の管理体制」に関して、案件ごとに現状（問題点を含む）、評価、対応について確認した。
- ① フレコンによる仮置きから、次の処理段階に移る時期になっているだろう。廃棄物の減容化を考えるべきではないか。国は、町内に仮設の焼却施設を作ることも検討している。
 - ② 仮置場委員会（仮称）を設置し、町民自らが仮置きの状況を確認できる仕組みを作る。
- (エ) 「(3) 放射線モニタリングの実施体制－継続的モニタリングの実施及び公表体制の整備」に関して、案件ごとに現状（問題点を含む）、評価、対応について確認した。
- ① 委員会としては震災前に戻すことを除染の最終的な目標とする。追加的な除染については、線量の高いところから除染するという方針である。
 - ② モニタリングの場所については、低いところのみ測定しているのではないかという懸念を踏まえて今後の設置場所を検討していく。
- (オ) 「(3) 放射線モニタリングの実施体制－食品等の放射線測定の体制の整備」に関して、案件ごとに現状（問題点を含む）、評価、対応について確認した。
- ① 上水道の連続モニタリングは現実的であり、住民の要望にこたえることになるため要望としてあげていく。

- ② 震災前はほとんどの住民が地産地消を行っていたため、地産地消に関する相談は非常に多くなると考えられる。これらに対応し、かつ正確な測定を行うための測定機器の管理（校正）するような体制（たとえば相談員制度の活用）をつくっていくことが必要である。
 - (カ) 「(4) 放射線影響への対応体制－町民の健康管理体制の整備」に関して、案件ごとに現状（問題点を含む）、評価、対応について確認した。
 - ① 重要なのは、引き続き把握を行うこと、強制しないこと、年度ごとの変化を見ることである。
 - (キ) 「(4) 放射線影響への対応体制－住民が対処方法を理解するための取り組み」に関して、案件ごとに現状（問題点を含む）、評価、対応について確認した。
 - ① モニタリングマップは事後モニタリングと共に航空機モニタリングなどのデータを活かさないだろうか。
 - (ク) 「8項目」の提言（資料6）に関して、各項目について確認した。
 - (ケ) 資料6、8の全体について
 - ① 住民が理解しやすいような文言へと修正する。上水道とダム湖水に関しては、水の流が見えるように同一項目として示し、例えば、線量、空間線量、空間線量率といった文言などの統一を行う。
4. その他
- (ア) 資料7の目次およびスケジュールの確認を行った。
5. 閉会

以上